

香美市まちづくり寄附金のご案内 (ふるさと納税)



香美市

制度の導入

「ふるさとを応援したい」という納税者の思いを実現するため、地方公共団体に対して寄附を行った場合に、個人住民税所得割・所得税から一定額控除される、いわゆる「ふるさと納税制度」に基づき、香美市では「香美市まちづくり寄附金制度」が平成20年6月からスタートしました。

1. 寄附金の活用方法

皆様からいただいた寄附金は、「輝き・やすらぎ・賑わいをみんなで築くまちづくり」のまちづくり基本理念に基づき、4つのコースで活用させていただきます。

ご寄附をいただく際に用途のコースをお選びください。

2. 寄附金活用のコース

①かがやきコース

②やすらぎコース

③にぎわいコース

④市長おまかせコース

①かがやきコース

教育・文化等に関する事業

(例) 未来を担う青少年の
健全育成事業



(例) 伝統芸能・文化財の
保全継承事業



② やすらぎコース

福祉・環境等に関する事業

(例) 物部川等の水を育む森林資源の保全事業



③にぎわいコース

産業・まちづくり等に関する事業

(例) 中心市街地の活性化
産業の育成事業



(例) イベント等への支援事業



④市長おまかせコース

分野を限定せず市政全般に活用



※コースの指定がない場合は④市長おまかせコースとして活用させていただきます。

3. 寄附の申込について

お申込方法

所定の寄附申出書による申し込み

寄附申出書は、(1) 郵便 (2) 電子メール (3) ファックスのいずれかの方法で、香美市役所定住推進課まで郵送又は送信してください。

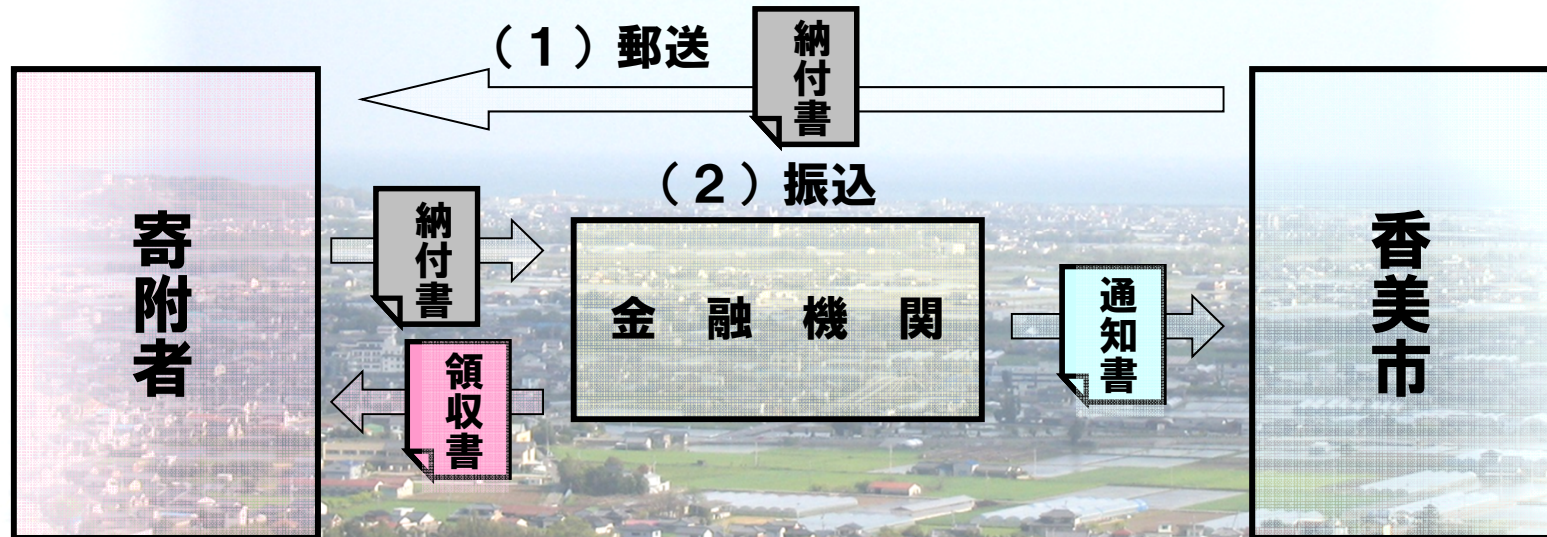


4. 寄附金の送金手続きについて

寄附金の送金方法

■納付書払いの場合

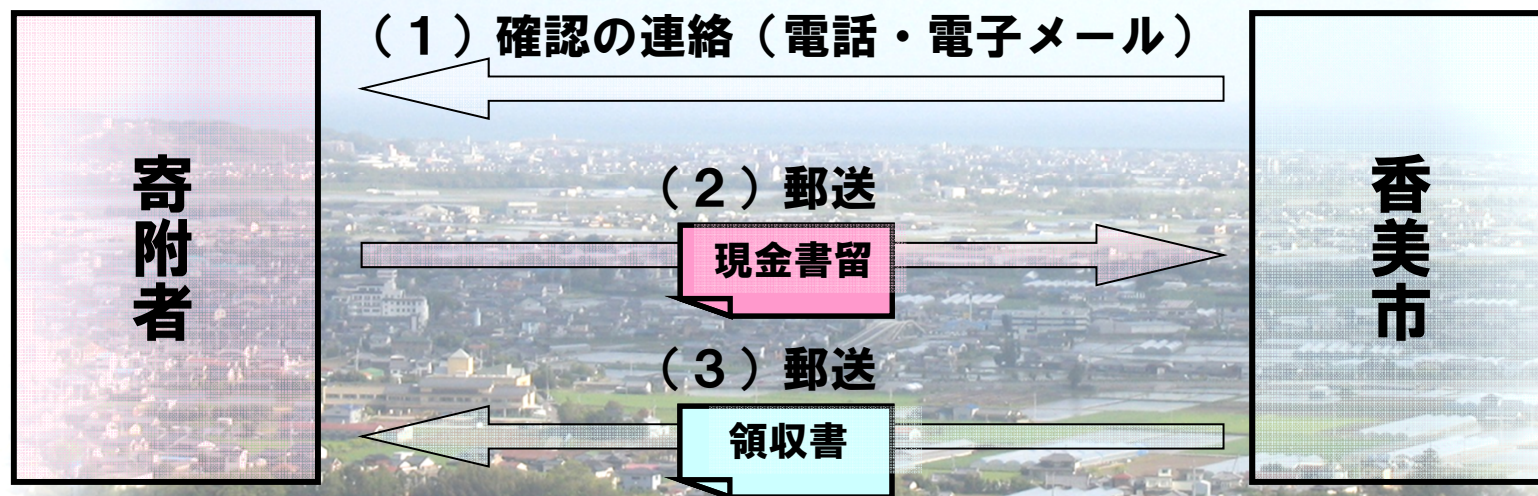
■納付書払いが可能な金融機関
四国銀行 愛媛銀行 高知銀行
土佐香美農業協同組合 南国市農業協同組合
高知信用金庫 四国労働金庫 ゆうちよ銀行



- (1) 寄附申出書受領後、香美市から納付書を郵送いたします。
- (2) 所定の金融機関へ納付書を持参し、お振込みください。
(振込手数料はかかりません。)
- (3) 寄附金振込後、金融機関から領収済印を押印した領収書
(本人控え)が交付されます。

寄附金の送金方法

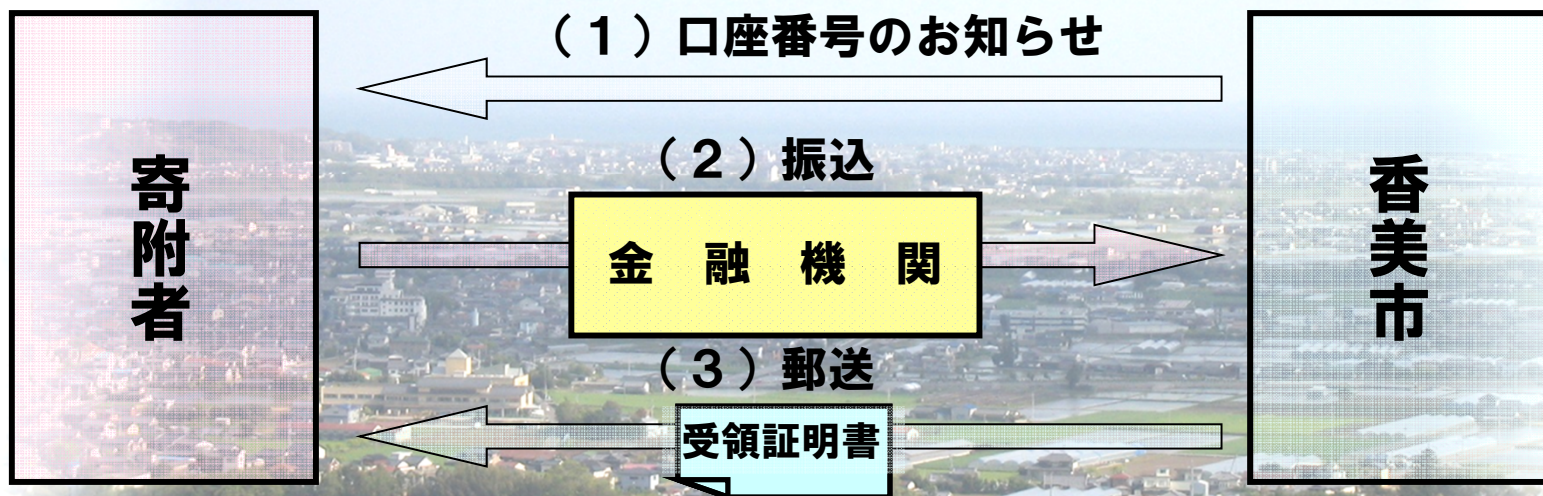
■現金書留払いの場合



- (1) 寄附申出書受領後、香美市から確認の連絡いたします。
- (2) 確認連絡のあった後、定住推進課あてに郵送してください。
※誠に恐縮ですが、郵送料は寄附をされる方の負担とさせていただきます。
- (3) 寄附金受領後、香美市から領収書を郵送いたします。

寄附金の送金方法

■口座振込の場合



- (1) 寄附申出書受領後、香美市から口座番号をお知らせいたします。
- (2) 最寄の金融機関より、お知らせした口座へ振込んでください。
※誠に恐縮ですが、振込手数料は寄附をされる方の負担とさせていただきます。
- (3) 寄附金受領後、香美市から受領証明書を郵送いたします。

5. 税控除の概要について

寄附金控除について

個人の方が地方公共団体へ贈られた寄附金は、下記のように所得税と個人住民税所得割からの控除が受けられます。

■所得税（国税）

寄附金の一部が所得から控除（所得控除）されます。

〔計算方法〕

$$\left(\text{寄附金額} - 2\text{千円} \right) \times \text{限界税率}$$

例）所得金額600万円、限界税率20%の場合

香美市へ 5万円 を寄附

$$\left(50,000 - 2,000 \right) \times 20\% = \mathbf{9,600\text{円}}$$

※ただし、控除対象となる寄附金は、総所得金額等の40%に相当する金額が限度です。

寄附金控除について

■住民税（地方税）

寄附金の一部が住民税所得割の税額から控除（税額控除）されます。

〔計算方法〕 ①と②の合計額を税額控除

$$\textcircled{1} \quad (\text{寄附金額} - 2\text{千円}) \times 10\%$$

$$\textcircled{2} \quad (\text{寄附金額} - 2\text{千円}) \times (90\% - 0\sim 40\% \times 1.021)$$

〔所得税の限界税率〕

例）所得金額600万円、限界税率20%の場合

香美市へ 5万円 を寄附

$$\textcircled{1} \quad (50,000 - 2,000) \times 10\% = 4,800\text{円}$$

$$\textcircled{2} \quad (50,000 - 2,000) \times 70\% = 33,600\text{円}$$

$$\textcircled{1} + \textcircled{2} = 38,400\text{円}$$

※ただし、②の額は個人住民税所得割の額の20%が限度です。

※対象寄附金は、地方公共団体に対する寄附金以外の寄附金と合わせて総所得金額等の30%が上限です。

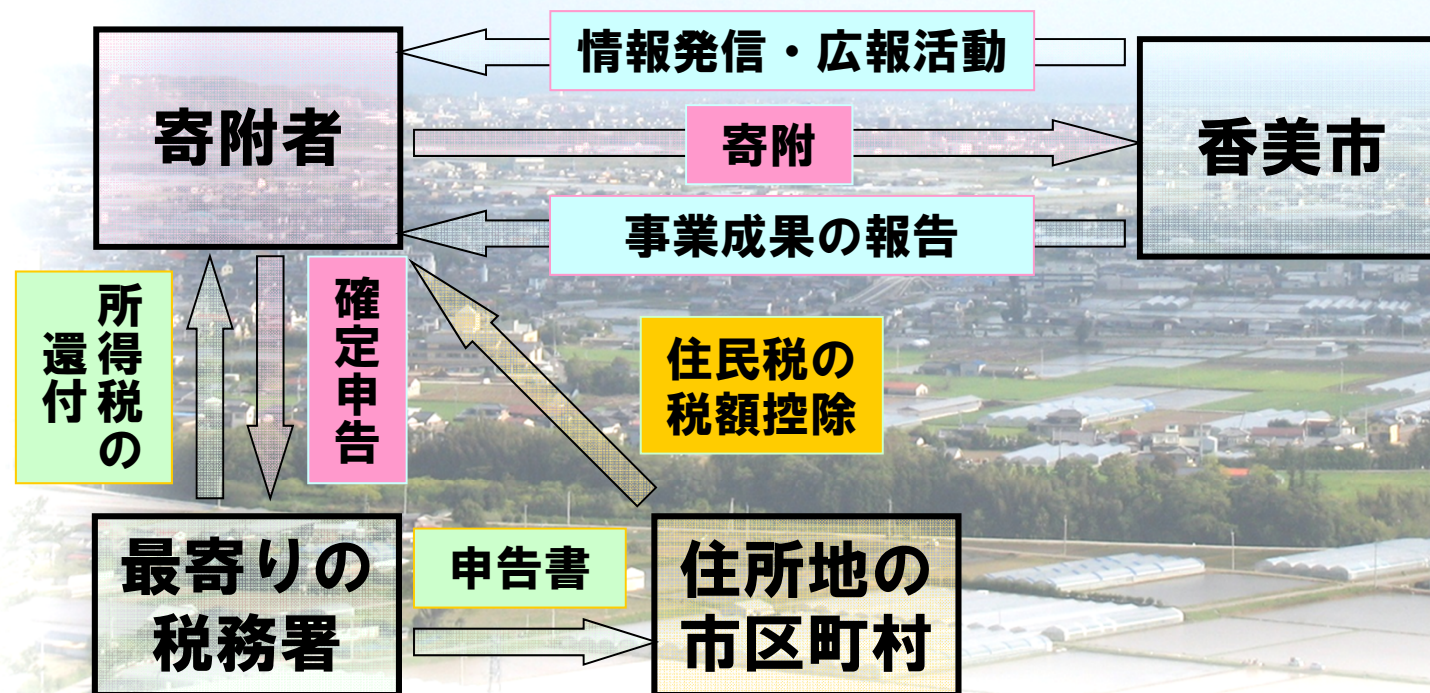
※税率等は年度により変更する場合があります。

※こちらの計算例は、平成30年1月現在のものです。

税控除を受けるための手続き

- 所得税の確定申告又は住民税の申告が必要です。
- 申告の際には、寄附金の領収書又は受領証明書が必要となりますので大切に保管してください。

香美市まちづくり寄附金の流れ（イメージ）



香美市まちづくり寄附金に関するお問合せは

〒782-8501

高知県香美市土佐山田町宝町1丁目2番1号

香美市役所定住推進課 まちづくり班

TEL : 0887-53-1061 FAX : 0887-53-5958

HP : <http://www.city.kami.kochi.jp/>

e-mail : matidukuri@city.kami.lg.jp

